

旭川市立神居小学校

学校いじめ防止基本方針



令和5年4月

目 次

はじめに

I	いじめの防止等のために対策の基本的な方向に関する事項	…	2
1	いじめの防止等対策に関する基本理念		
2	いじめの理解	…	3
II	学校が実施するいじめの防止等の取組	…	5
1	本校のいじめの実情及び本年度の目標（指標）		
2	児童が主体となった取組	…	6
3	学校いじめ対策組織の設置	…	7
4	いじめ防止の取組	…	8
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	…	9
6	いじめへの対処	…	13
7	いじめの解消	…	14
8	いじめの重大事態への対応	…	16
9	いじめの防止等に関する機関，保護者との連携	…	17
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処， 保護者との連携		
11	別紙1 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）		
12	別紙2 学校いじめ防止プログラム		

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている児童にはその行為を許さず、毅然と指導するとともに、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものであることを十分認識の上、その防止と対処に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者などがより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはなりません。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という）」などを参考に、いじめの防止などの対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。また、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを推進していきます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（以下「法」といいます）では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

また、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないよう努めます。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめの芽は、どの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
- 児童一人一人を大切にしたい授業づくりや集団づくりが十分にできれば、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 児童の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分にできれば、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第2章 学校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和5年度の目標（指標）

（1）令和4年度におけるいじめの実情

- ・38件をいじめとして認知しました。事実関係を明らかにし、関係児童の保護者の理解と協力も得ながら、きめ細かく指導などを継続しました。
- ・アンケート調査では、「いじめをいけないことだと思わない・よくわからない」「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」が0%でした。

（2）令和5年度に達成を目指す目標（指標）

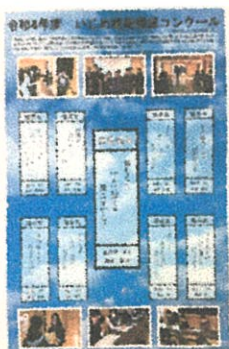
- ・認知～アンケート調査（年3回）、教育相談の実施（年3回～随時実施）、チェックリストの活用などにより、いじめの兆候の早期発見と積極的な認知を進めます。
- ・解消率～100%を目指します。
- ・アンケート調査
 - 「いじめをいけないことだと思わない」 0%を目指します。
 - 「よくわからない」 0%を目指します。
 - 「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」 0%を目指します。
- ・今年度も、学校いじめ対策組織を中心としたPDCAサイクル※による検証及び改善を充実させていきます。
 - ①アンケート調査後に実施（年3回）
 - ②学校評価にて実施（年2回）
 - ③その他、必要と判断したとき

※PDCAサイクル

実態把握を踏まえた目標が設定され、それを達成するために「計画（P=P l a n）」を立て、それを「実行（D=D o）」に移します。そして一定期間経過後、期待される変容（目標の達成）が得られたか否かを実態把握に基づいて確認し、「見直し（A=A c t）」を行います。「見直しに」に必要なのは、期待されるほどの変容できなかった場合に、「取組は計画通りに実行されたのか」「そもそも計画自体に問題はなかったのか」、時には「当初の実態把握や目標の設定は適切であったのか」を「点検（C=C h e c k）」することです。

2 児童が主体となった取組の推進

- (1) 児童自らが、いじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴える取組を、児童会を中心に進めます。
- (2) 児童会を中心とした取組を行う際に、全ての児童が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。
- (3) 児童が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。



①「いじめ・ネットトラブル根絶標語コンクール」

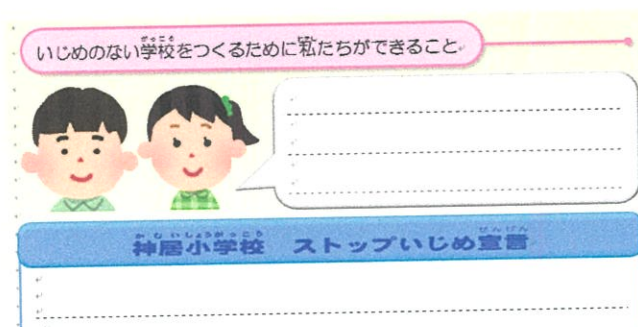
最優秀賞標語

「^{くる}苦しくて ^{ひとり}一人で泣く^な声 ^{こえ}聞こえてる？」

児童会による全校の取組～小中連携事業（令和4年度2学期）

②「言われてうれしかった言葉」児童会による全校の取組（令和4年度2学期）

1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1位 じょうすたね	1位 ありがとう	1位 ありがとう	1位 がんばろう	1位 ありがとう	1位 すいね がんばて
2位 ありがとう	2位 がんばってね	2位 大丈夫	2位 すごいね	2位 がんばれ	2位 君、天才だね
3位 いっしょにあそぼう	3位 上手だね	3位 一緒に 遊ぼう	3位 上手だね	3位 すごい	3位 おめでとう



③「ストップ・いじめ宣言」

『いじめのない笑顔あふれる学校を』

～児童版冊子を活用をした全校の取組

（令和4年度1学期）

④「あいさつ運動」

児童会による全校の取組（令和4年度はコロナ禍のため、ポスター等による取組）

3 学校いじめ対策組織の設置

(1) 学校いじめ対策組織の構成

【いじめ対策チーム】	[その他の委員]
校長 教頭，主幹教諭，生徒指導部長，養護教諭 ※いじめ対策推進リーダー～主幹教諭 ・報告窓口：生徒指導部長，主幹教諭，教頭 ・集約担当：教頭（不在時は主幹教諭） ・記録担当：生徒指導部長 ※対応の状況を時系列で記録（データベース化，5年保管）	学校運営協議会委員，保護者， 児童，スクールカウンセラー， スクールソーシャルワーカー， スクールサポーター，弁護士， その他の外部専門家，担任，学 年主任，特別支援コーディネー ター，その他の教職員

(2) 学校いじめ対策組織の役割

①未然防止

ア) いじめが起きにくい，いじめを許さない環境づくり

②早期発見・事案対処

ア) いじめ対策推進リーダー（いじめに関する情報を日常的に担任等から確認及び管理職への報告，いじめ対処プランの策定及び実行等）

イ) いじめの早期発見・事案対処のための，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有

ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有，及び関係児童に対するアンケート調査，聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体

③学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

ア) 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正

イ) いじめの防止等に係る校内研修の企画，計画的な実施

ウ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

4 いじめ防止の取組

(1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点について，職員会議や校内研修において周知し，教職員全員の共通理解を図ります。
- ②いじめの未然防止に向けた授業（道徳や生命の安全教育等）を行うとともに，児童用「学校いじめ防止基本針」を作成し，学校いじめ対策組織の存在や取組について，児童が容易に理解できるような取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況などが関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努めます。
- ②教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方には細心の注意を払います。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう，一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを心掛けます。
- ②学級や学年，少年団活動等の人間関係を把握し，一人一人が活躍できる集団づくりに取り組みます。
- ③高ストレス時に，ストレス状態であることに気づき，運動・スポーツや読書等で発散したり，誰かに相談したりするなど，ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ④教職員の不適切な言動により，児童を傷付けたり，他の児童によるいじめを助長したりすることがないように細心の注意を払い，指導を行います。
- ⑤教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にもちません。
- ⑥障がい（発達障がいを含む）について，適切に理解したうえで指導に当たります。

(4) 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}を育む指導の充実

- ①教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小中学校間で連携した取組を進めます。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など，自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分はよいところがある」，「自分は〇〇ができる」など，自らを積極的に評価できる感情

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

(1) 早期発見のための措置

- ①日常の観察やふれあい活動，定期的なアンケート調査，「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に努めるとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。
- ②児童及び保護者に保健室（養護教諭）や教育相談室（スクールカウンセラー）の利用や関係機関などの電話相談窓口について周知し，相談しやすい体制を整備します。

(2) 積極的な認知

- ①定期的なアンケート調査等の実施により把握したものだけでなく，日常の学校生活の中で把握したもの全てを認知件数として計上します。
- ②アンケートで何らかの訴えがあった場合，いじめの全貌を把握することは難しいという認識の下，直接「いじめ」という表現が用いられていなくとも，児童が「嫌な思い」「苦痛」を感じている場合は，いじめとして認知する必要があると考えます。
- ③初期段階のいじめや，ごく短期間のうちに解消したいじめ事案（解消したからといっていじめが発生しなかったことにはならない）についても，遺漏なく認知件数に計上します。
- ④対人関係のトラブルと捉えていた事例の中に，いじめと認知すべきものがある可能性を踏まえ，慎重に確認します。
- ⑤アンケート調査や個別面談等におけるいじめを受けた旨の申出は，重く受け止め，いじめの定義に従い適切に判断します。
- ⑥いじめについて校内で共通理解を形成したうえで，些細な兆候であっても組織で共有し，いじめを軽視することなく，積極的な認知に努めます。

(3) いじめの認知に関する考え方（文部科学省：平成27年8月17日付け文書）

- ①いじめは，社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合，しばしば発生するものである。したがって，どの学校においても，一定数のいじめが認知されるのが自然である。
- ②初期段階のいじめは，子供たちだけで解決に至ることも多々あり，大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし，いじめは予期せぬ方向に推移し，自殺等の重大な事態に至ることもあることから，初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知），見守り，必要に応じて指導し，解決につなげることが重要である。
- ③文部科学省としては，いじめの認知件数が多い学校について，「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し，その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。また，各教育委員会等は，学校や教職員の評価において，「積極的にいじめを認知し，適切に対応すること」を肯定的に評価する必要がある。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する児童がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児童氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができていくことがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしからいがある。…………… | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 放課後の友人関係でのトラブルが多い。…………… | [|] |

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代 表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

<受付時間>

毎日24時間

<メール相談>

doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

<電話番号>

0120-007-110 (ゼロゼロなな の ひゃくとおばん)

<受付時間>

平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号>

011-231-4343

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（北海道保健福祉部）

<電話番号>

189 (いちはやく)

<受付時間>

毎日24時間

◆上川教育局教育相談電話

<電話番号>

0166-46-5234

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆北海道こころの健康 LINE 相談（北海道保健福祉部）

<電話番号>

平日、土曜日、祝日 18:00~22:00

日曜日 17:00~翌朝6:00



◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Web サイト>

<https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆チャイルドラインほっかいどう（認定 NPO 法人チャイルドライン支援センター）

<電話番号>

0120-99-7777

<受付時間>

毎日16:00~21:00（12/29~1/3除く）

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道，札幌）

<電話番号>

050-3786-0799 または #8891

<受付時間>

平日 10:00~20:00（土日祝，12/29~1/3 除く）

<メール相談>

sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

◆こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センター）

<電話番号>

0570-064-556

<受付時間>

平日 9:00~21:00 土日祝 10:00~16:00

◆北海道ヤングケアラー相談サポートセンター（北海道保健福祉部）

<電話番号>

0120-516-086

<受付時間>

平日 8:45~17:30

<メール等>

hokkaido.young.carer2022@gmail.com（メール相談） 080-9612-1247（SMS専用）

[facebook.com/ebetsu.carers](https://www.facebook.com/ebetsu.carers)（Facebook） @youngcarer2022（Twitter）

◆ほっかいどう親子のための相談 LINE（北海道保健福祉部）

<受付時間>

平日 9:00~17:00



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。事前に都合のよい日時をお知らせください。 旭川市立神居小学校 TEL 61-7488

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてくれた児童の安全を確保します。対策組織の計画に基づき、日常の観察や「いじめ発見・見守りチェックシート」の活用など、いじめの再発や新たないじめが起きないように見守ります。
- ③児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察などの関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(2) いじめを受けた児童及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- ②いじめられた児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保します。
- ③必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーターなど、外部専門家の協力を得て対応します。

(3) いじめを行った児童への指導及び保護者への助言

- ①いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- ②いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- ③事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを傍観していた児童に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- ②学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

(5) 性に関わる事案への対応

- ①他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対応を行います。
- ②事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成し、児童に対して動静の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行います。

- ③事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図ります。
- ④チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。

(5) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

- ①教育委員会を窓口とし、各学校との緊密な連携のもと、学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように努めます。

7 いじめの解消

(1) いじめが「解消している」状態

単に謝罪をもって安易に解消とせず、次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

- ①いじめられた児童へのいじめとされた行為が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。
- ②いじめられた児童本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(2) 観察の継続

- ①いじめが「解消している」状態とは、あくまでも一つの段階に過ぎないため、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、「いじめ発見・見守りチェックシート」を活用するなど、児童や学級等の観察を注意深く続けます。
- ②いじめが解消していない段階では、いじめられた児童を徹底的に守り通し、安全・安心を確保します。

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童や保護者
- 学級担任
- 児童アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民

- 周囲の児童や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者 → 報告窓口 → 集約担当 → 校長・教頭

いじめ対策組織会議の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織会議）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針、指導方法、役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関等との連携の検討

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援
- 周囲の児童への指導
- 関係機関（教育委員会、警察、子ども総合相談センター）との連携
- いじめを行った児童及び保護者への指導・助言
- SCなどによる心のケア

	いじめを受けた生徒	いじめを行った児童	周囲の児童
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全の確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させるなど、謝罪の気持ちを醸成させる。 ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせるなど、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。	☐ いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断

【再発防止に向けた取組】

○ 原因の詳細な分析

- 事実の整理、指導方針の再確認
- スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用

○ 学校体制の改善・充実

- 生徒指導体制の点検・改善
- 教育相談体制の強化
- 児童理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施

○ 教育内容及び指導方法の改善・充実

- 児童の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の一層の充実
- 道徳教育の充実等、児童の豊かな心を育てる指導の工夫
- 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組

○ 家庭、地域との連携強化

- 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開
- 学校評価を通じた学校運営協議会等によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価
- 児童のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成

8 いじめの重大事態への対応

(1) 重大事態とは

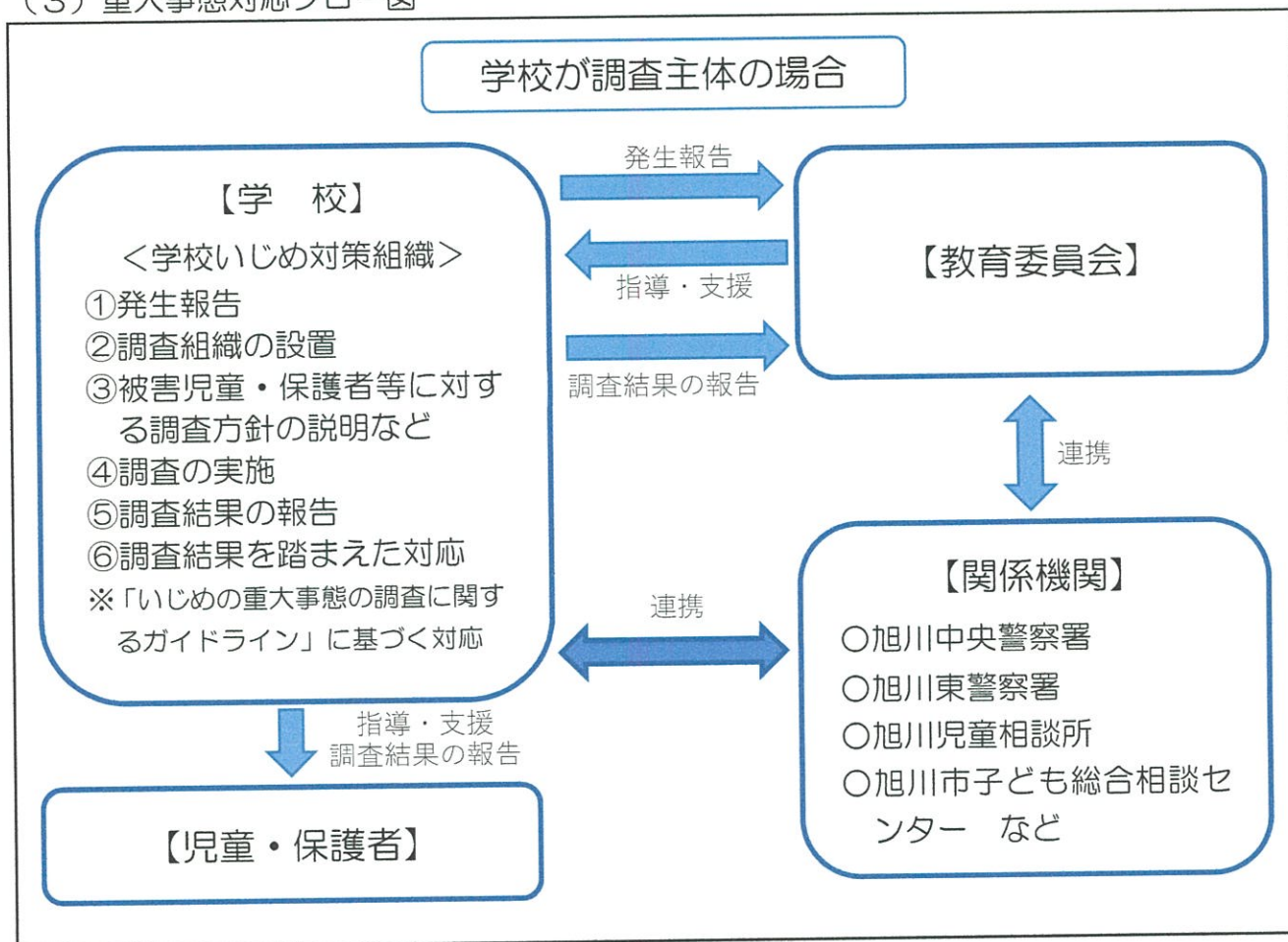
- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童などが、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ③児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき。

※重大事態か否かの判断は、「いじめ防止対策推進法」や「国の基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などを参考にします。

(2) 学校における重大事態の対処

- ①重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、
(3)「重大事態対応フロー図」に基づいて対応します。
- ②学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は、「学校いじめ対策組織」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③調査結果は、被害児童及び保護者に対して適切に提供します。

(3) 重大事態対応フロー図



9 いじめの防止等に関する機関，保護者等との連携

いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策を，関係者の連携の下に適切に行います。

○連携する関係者等

P T A，学校運営協議会委員，スクールカウンセラー，民生委員・児童委員，旭川市子ども総合相談センター（スクールソーシャルワーカー・臨床心理士等），子どもの人権110番（旭川地方法務局），旭川児童相談所，旭川中央警察署，民間の相談機関等 他

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処，保護者との連携

- （1）情報モラル教育を進めるとともに，保護者に対して啓発を行います。
- （2）学校ネットパトロールを実施し，早期発見に努めます。
- （3）不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求めます。

11 別紙1 いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

12 別紙2 学校いじめ防止プログラム

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入っていないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやらうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。

<別紙2> 令和5年度 旭川市立神居小学校 学校いじめ防止プログラム

	4 月	5 月	6 月（強調月間）
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・定例、組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール ※通年で実施する	○学校いじめ対策組織会議 ・定例学校いじめ対策組織会議 ○市主催「いじめ担当研修会」への参加 ○定例生徒指導交流会	○学校いじめ対策組織会議 ・定例、アンケート及び教育相談の結果を情報共有・対処の検討 ○校内研修 ・いじめ担当研修会参加者からの還流報告 ○第1回生徒指導交流会 ・児童の実態の共通理解 ○教育相談
児 童	○基本方針（児童版）策定 ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○いじめ防止の理解を深める学習 ・道徳の時間、学級活動 ○外部講師（警察）による、スマホ安全教室	○いじめアンケート調査① ○ストレスチェック① ○「ストップ・いじめ宣言」
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開	○教育相談室の開設① ・スクールカウンセラーによる教育相談 ○学校運営協議会 ・基本方針等の説明	

	7 月	8 月	9 月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・定例学校いじめ対策組織会議 ・スクールカウンセラーの参加 ○第1回神居地区生徒指導交流会（小中連携事業）	○学校いじめ対策組織会議 ・定例学校いじめ対策組織会議 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	○学校いじめ対策組織会議 ・定例学校いじめ対策組織会議 ○校内研修 ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告 ○定例生徒指導交流会
児 童	○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど	○生活・学習 A c t サミットを受けた取組の実施 ・いじめ・ネットトラブル根絶標語 ○ポイ捨てなくそうクリーン作戦（小中連携事業）	○いじめ防止の条例に関する学習
家 庭 ・ 地 域	○保護者懇談会 ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 ○教育相談室の開設② ・スクールカウンセラーによる教育相談	○市主催「生徒指導研究協議会」への参加	

	10月（強調月間）	11月	12月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例学校いじめ対策組織会議 ○校内研修 ・ 「生命（いのち）の安全教育」「SNSの適切な利用に係る授業」の授業の実施について ○第2回生徒指導交流会 ・ 事例交流による児童理解	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例、アンケート及び教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・ スクールカウンセラーの参加 ○定例生徒指導交流会 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例学校いじめ対策組織会議
児 童	○「心あたたまる言葉」 ・ 児童会による言葉を広げる活動 ○「生命（いのち）の安全教育」「SNSの適切な利用に係る授業」の実施	○いじめアンケート調査② ○ストレスチェック②	○相談窓口の理解 ・ スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家 庭 ・ 地 域	○教育相談室の開設③ ・ スクールカウンセラーによる教育相談	○教育相談室の開設④ ・ スクールカウンセラーによる教育相談	○保護者懇談会 ・ 2学期のいじめ防止等の取組状況 ・ 冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教 職 員	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例学校いじめ対策組織会議 ○第2回神居地区生徒指導交流会（小中連携事業）	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例、アンケート及び教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ・ スクールカウンセラーの参加 ○市主催「いじめ担当研修会」への参加 ○教育相談	○学校いじめ対策組織会議 ・ 定例、1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況、指標等の検証 ・ 新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・ いじめ担当研修会参加者からの還流報告
児 童		○いじめアンケート調査③ ○ストレスチェック③	○相談窓口の理解 ・ スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど
家 庭 ・ 地 域		○学校運営協議会、保護者懇談会による協議 ・ 学校の取組等の評価 ○教育相談室の開設⑤ ・ スクールカウンセラーによる教育相談	